おお たき だい せん

大滝大川県立自然公園

公園計画書

平成4年9月

香　川　県

目　　次

公園計画

1　基本方針 …… 1
(1)　保護のための基本方針 …… 1
(2)　利用のための基本方針 …… 3
2　保護計画
(1)　特別地域 …… 4
(2)　普通地域 …… 7
3　利用計画
(1)　集団施設地区 …… 8
(2)　単独施設 …… 8

1　基本方針

当該県立自然公園は、讃岐山脈のほぼ中央部に位置する大滝山（塩江町）から竜王山（塩江町、琴南町）を経て県道琴南三野線の滝の奥峠までの地域及び大川山（琴南町）周辺の地域で、讃岐山脈の山並みとその山麓を流れている河川が調和して、優れた自然景観をつくりだしている地域を、公園区域とする。

(1)　保護のための基本方針

①　特別地域

特別地域は、自然景観が特に優れている地域、あるいは、公園利用のための施設を整備する地域及びその周辺の自然環境を保護する必要のある地域について指定する。

また、特別地域については、公園の保護と開発等との調整あるいは利用計画を勘案し、保護すべき必要性の度合いに応じて、次の３つの区分により指定するものとする。

なお、特別地域の地種区分については、当該県立自然公園の核となる大滝山、大川山の山頂付近及び自然休養林・県民いこいの森の一部の地区を除き、当該地域の基幹産業である農林業への影響をも考慮し、第３種特別地域とする。

ア　第１種特別地域 …… 特別地域のうち、風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域

(ｱ)　大滝山ブナ林地区

大滝山山頂から西方の稜線北側のブナをはじめとする優れた樹林の地区

イ　第２種特別地域 …… 第１種特別地域及び第３種特別地域以外の地域で、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域

(ｱ)　大滝山山頂周辺地区

第１種特別地域に隣接する大滝山自然休養林（大滝山県民いこいの森）のうちケヤキやフサザクラなどの優れた樹林の地区

(ｲ)　県民いこいの森キャンプ場地区

大滝山の北麓を流れる小出川沿いに位置する大滝山県民いこいの森キャンプ場を中心とする地区で、集団施設地区に指定し、優れた自然の中で公園利用のための中核施設を整備する地区

(ｳ)　大川山山頂地区

大川山山頂のイヌシデを中心とした貴重な樹林、大川神社及び大川山キャンプ場を含む地区で、集団施設地区（大川神社の社殿敷を除く。）に指定し、優れた自然の中で公園利用のための中核施設を整備する地区

ウ　第３種特別地域 …… 特別地域のうち、風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に、通常の農林漁業活動については、原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域

(ｱ)　大滝山地区
大滝山県民いこいの森（大滝山自然休養林）に指定されている優れた樹林の地区（第１種特別地域及び第２種特別地域を除く。）及び県民いこいの森キャンプ場地区（第２種特別地域）周辺の地区

(ｲ)　大滝山西部稜線地区
大滝山県民いこいの森（大滝山自然休養林）から相栗峠に至る稜線の優れた景観の地区

(ｳ)　天満ケ原地区
大滝山の北西に位置し、優れた展望地である天満ケ原の地区で、園地整備を行う地区

(ｴ)　相栗峠周辺地区
主要地方道美馬塩江線相栗峠周辺の優れた景観を形成している地区で、園地整備等を行う地区

(ｵ)　竜王山山頂周辺地区
本県最高峰の竜王山山頂周辺の稜線の優れた景観を形成している地区

(ｶ)　三頭越地区
三頭越の峠及び峠道とその周辺の優れた樹林の地区

(ｷ)　美霞洞・奈良の木地区
三角渕、見返り岩とその周辺の優れた自然景観を形成している地区

(ｸ)　八峯川渓谷地区
八峯川の小鉢滝を中心とする優れた渓谷景観を形成している地区

(ｹ)　二双越西部稜線地区
二双越周辺から県道琴南三野線の滝の奥峠付近まで続く稜線の優れた景観を形成している地区

(ｺ)　大川山山頂周辺地区
大川山山頂周辺の概ね標高 800ｍ以上（第２種特別地域の地域を除く。）の地区で、山頂部のすぐれた自然景観を形成している地区

② 普通地域
特別地域と一体となって優れた風景を形成している地域及び特別地域ほどの規制は必要としないが、公園に取り込むことが望ましい地域並びに利用のための歩道を整備する等に必要な地域については、普通地域として自然環境の保全に努めるものとする。

(2) 利用のための基本方針

当該県立自然公園は、讃岐山脈の山並みとその麓を流れる河川を主体とした公園であり、それぞれの地域の特性を生かしながら、散策・ピクニック、自然探勝、キャンプ、登山、休憩・展望などのため、園地、休憩所、展望施設、野営場、駐車場、道路（車道・歩道）の計画を適切に配置し、県民が安全で快適に自然とふれあうことができる自然公園の利用施設の整備を図るとともに、当該地域の活性化に資するものとする。

現在、当該県立自然公園内においては、ある程度の施設の整備がなされており、今後の施設整備に当たっては、基本的には、これらの既設の施設の整備・充実を図っていくことを中心とし、新たに設ける施設については、周辺の自然環境に与える影響をも、十分考慮しながら、整備を行うものとする。

また、大滝山の山麓の小出川沿いにある県民いこいの森キャンプ場（塩江町）及び大川山山頂にある大川山キャンプ場（琴南町）を中心とする区域を、当該県立自然公園の利用のための中核施設を整備するため、それぞれ集団施設地区に指定するとともに、ふるさと自然公園国民休養地として、野外レクリエーション、県民のいこいの場あるいは自然学習の場としてきめ細かい施設整備を行い、県民の多様なニーズに応える。

2　保護計画

(1)　特別地域
　次の区域を特別地域とする。
(ア)　特別地域総括表

市町名	区域	面積（ha）
塩江町	香川郡塩江町内 国有林香川森林計画区高松営林署管轄区域31林班の全部並びに30林班、32林班及び34林班の各一部	180.96
	香川郡塩江町 大字上西字大屋敷、字小出川、字鷹山、字別子、字松尾、字真名屋敷及び字物井川の各一部	113.28
	小計	294.24
琴南町	仲多度郡琴南町内 国有林香川森林計画区高松営林署管轄区域55林班、56林班、57林班及び61林班の各一部	121.34
	仲多度郡琴南町 大字中通字奥橋谷、字大川、字名頃、字橋谷、字橋谷若山、字平川及び字三尾谷の各一部 大字勝浦字谷田、字奈良ノ木、字八峯、字半坂及び字引利木の各一部 大字川東字三角の一部	148.55
	小計	269.89
合計		564.13

(イ)　第1種特別地域
　次の区域を第1種特別地域とする。

地区の名称	区域	面積（ha）
大滝山ブナ林	香川郡塩江町内 国有林香川森林計画区高松営林署管轄区域31林班の一部	4.10
合計		4.10

(ｳ)　第２種特別地域
次の区域を第２種特別地域とする。

地区の名称	区　域	面積（ha）
大滝山山頂周辺	香川郡塩江町内 国有林香川森林計画区高松営林署管轄区域31林班の一部	29.57
県民いこいの森キャンプ場	香川郡塩江町 大字上西字小出川及び字別子の各一部	6.56
大川山山頂	仲多度郡琴南町内 国有林香川森林計画区高松営林署管轄区域61林班の一部	2.30
	仲多度郡琴南町 大字中通字奥橋谷、字大川、字名頃、字橋谷及び字三尾谷の各一部 大字勝浦字半坂の一部	15.44
	小　計	17.74
塩江町計		36.13
琴南町計		17.74
合計		53.87

(ｴ)　第３種特別地域
次の区域を第３種特別地域とする。

地区の名称	区　域	面積（ha）
大滝山	香川郡塩江町内 国有林香川森林計画区高松営林署管轄区域30林班、31林班、32林班の各一部	142.40
	香川郡塩江町 大字上西字大屋敷、字小出川及び字別子の各一部	24.99
	小　計	167.39
大滝山西部稜線	香川郡塩江町内 国有林香川森林計画区高松営林署管轄区域32林班の一部	3.55
天満ケ原	香川郡塩江町 大字上西字真名屋敷及び字物井川の各一部	19.39

地区の名称	区　　　　域	面積（ha）
相栗峠周辺	香川郡塩江町 大字上西字小出川、字鷹山及び字松尾の各一部	62.34
竜王山山頂周辺	香川郡塩江町内 国有林香川森林計画区高松営林署管轄区域34林班の一部	1.34
	仲多度郡琴南町内 国有林香川森林計画区高松営林署管轄区域55林班の一部	2.52
	小　　　　計	3.86
三　頭　越	仲多度郡琴南町内 国有林香川森林計画区高松営林署管轄区域56林班の一部	71.91
	仲多度郡琴南町 大字川東字三角の一部	1.52
	小　　　　計	73.43
美霞洞・奈良の木	仲多度郡琴南町内 国有林香川森林計画区高松営林署管轄区域57林班の一部	15.88
	仲多度郡琴南町 大字勝浦字谷田及び字奈良ノ木の各一部 大字川東字三角の一部	54.62
	小　　　　計	70.50
八峯川渓谷	仲多度郡琴南町 大字勝浦字八峯及び字引利木の各一部	14.00
二双越西部稜線	仲多度郡琴南町内 国有林香川森林計画区高松営林署管轄区域57林班の一部	4.51
	仲多度郡琴南町 大字勝浦字八峯の一部	0.74
	小　　　　計	5.25
大川山山頂周辺	仲多度郡琴南町内 国有林香川森林計画区高松営林署管轄区域61林班の一部	24.22
	仲多度郡琴南町 大字中通字奥橋谷、字大川、字名頃、字橋谷、字橋谷若山、字平川及び字三尾谷の各一部	62.23
	小　　　　計	86.45

塩　江　町　計	254.01
琴　南　町　計	252.15
合　計	506.16

(2) 普通地域
　普通地域（特別地域としない地域）の区域は次のとおりである。

市町名	区　域	面積（ha）
塩江町	香川郡塩江町内 国有林香川森林計画区高松営林署管轄区域32林班及び33林班、34林班の各一部	146.52
	香川郡塩江町 大字上西字大屋敷、字小出川、字鷹山、字一ツ内、字別子、字細井、字堀山、字真名屋敷及び字物井川の各一部	640.30
	小　計	786.82
琴南町	仲多度郡琴南町内 国有林香川森林計画区高松営林署管轄区域55林班、56林班、57林班及び61林班の各一部	333.71
	仲多度郡琴南町 大字中通字奥橋谷、字皆野、字大川、字名頃、字橋谷、字橋谷若山、字平川及び字三尾谷の各一部 大字勝浦字家六、字峠、字奈良ノ木、字八峯、字引利木、字吹佐古、字真鈴及び字横畑の各一部 大字川東字三角の一部	678.90
	小　計	1,012.61
合　計		1,799.43

3　利用計画

(1)　集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

番号	名称	区域	整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積(ha)
1	大滝山	香川郡塩江町 大字上西字小出川及び字別子の各一部	第１整備計画区	主として、ふるさと自然公園センター、自然学習施設、集いの広場など自然保護思想の普及・啓発及び公園管理のための中核施設を整備する地区である。また、併せて駐車場、サービスヤードや歩道橋なども整備する。	1.2
			第２整備計画区	主として、ピクニック、デイキャンプや川遊びの休憩場として、ピクニック園地、休憩所を整備する地区である。園地内には河畔林や水辺の草本類を観察しながら散策できる園路やせせらぎ水路など、親水性の高い施設を整備する。	1.0
			第３整備計画区	主として、デッキテントサイト、フリーテントサイトなどの野営施設を整備する地区である。付帯施設として炊事棟、公衆トイレ、園路、野外炉などを整備するほか、駐車場、サービスヤードなども整備する。	2.9
			第４整備計画区	小出川の川原を中心に、自然を体験する地区であり、水辺の自然とふれあう園路や自然解説施設など必要最小限の施設を整備する。	1.5
			面積計		6.6
2	大川山	仲多度郡琴南町内 国有林香川森林計画区高松営林署管轄区域61林班の一部 仲多度郡琴南町 大字中通字奥橋谷、字大川、字名頃、字橋谷及び字三尾谷の各一部 大字勝浦字半坂の一部	第１整備計画区	主として、公園利用のための中核施設である自然学習施設や駐車場を整備する地区である。	0.5
			第２整備計画区	主として、芝生広場を中心にピクニック園地、休憩所、冒険広場など多様な野外レクリエーションに対応できる施設を整備する地区である。また、斜面地にファミリー用の木製デッキを整備するほか、駐車場も整備する。	3.7
			第３整備計画区	主として、デッキテントサイト、フリーテントサイトなどの野営施設を整備する地区である。付帯施設として炊事棟、公衆トイレ、園路、野外炉などを整備するほか、駐車場、サービスヤードなども整備する。	4.0
			第４整備計画区	主として、イヌシデを中心とする貴重な自然林を観察・研究するための地区であり、イヌシデ林を保護するため自然研究路など必要最小限の施設整備にとどめる。また、イヌシデ林以外の場所で、休憩所、展望テラスの整備を行う。	8.5
			第５整備計画区	郷土産植物の保全、植栽を図り、併せて休憩所、園路、解説施設を整備する地区である。	1.0
			給水施設	公園利用者に飲料水等を供給するための施設を整備する。	
			面積計		17.7

(2)　単独施設

①　園地

番号	施設箇所	位置	備考
1	大滝山山頂	塩江町内国有林30林班地内	自然休養林内
2	天満ケ原	塩江町大字上西字真名屋敷及び字物井川地内	
3	鷹山	塩江町大字上西字鷹山地内	塩江町有林
4	美霞洞	琴南町大字勝浦字谷田及び字奈良ノ木並びに大字川東字三角地内	
5	小鉢滝	琴南町大字勝浦字八峯及び字引利木地内	

② 休憩所

番号	施設箇所	位置	備考
1	大滝山ブナ林	塩江町内国有林31林班地内	自然休養林内
2	苫尾峠	塩江町内国有林31林班地内	自然休養林内
3	相栗峠	塩江町大字上西字鷹山地内	塩江町有林
4	寒風越	琴南町内国有林55林班地内	
5	三頭越	琴南町内国有林56林班地内	
6	引利木	琴南町大字勝浦字引利木 地内	
7	大佐古	琴南町大字中通字名頃地内	

③ 展望施設

番号	施設箇所	位置	備考
1	讃岐竜王	塩江町内国有林33林班及び34林班地内	
2	奈良の木	琴南町内国有林56林班及び57林班地内	
3	二双神社	琴南町大字勝浦字家六地内	
4	大川山第1	琴南町大字中通字奥橋谷地内	
5	大川山第2	琴南町大字中通字奥橋谷及び字平川地内	

④ 野営場

番号	施設箇所	位置	備考
1	奥の湯公園	塩江町大字上西字堀山地内	塩江町営
2	竜王山	塩江町大字上西字細井地内	

⑤ 駐車場

番　号	施設箇所	位　置	備　考
1	大　生　口	塩江町大字上西字大屋敷地内	
2	竜　王　峠	琴南町内国有林55林班 地内	
3	久　保　谷	琴南町大字川東字三角地内	
4	八　　　峯	琴南町大字勝浦字引利木地内	
5	滝の奥峠	琴南町大字勝浦字峠地内	

⑥ 道路（車道）

番　号	路線名	区　間	備　考
1	大滝天満ケ原線	起点 ― 塩江町内国有林30林班 終点 ― 塩江町大字上西字真名屋敷	（天満ケ原）
2	大滝登山線	起点 ― 塩江町内国有林30林班 終点 ― 塩江町大字上西字一ツ内	県道大滝上西線
3	竜王峠線	起点 ― 琴南町大字勝浦字横畑 終点 ― 琴南町内国有林55林班	（竜王峠）
4	二双越線	起点 ― 琴南町大字勝浦字家六 終点 ― 琴南町内国有林57林班	（二双神社） （二双越）
5	大川登山線	起点 ― 琴南町大字中通字奥橋谷 終点 ― 大川山集団施設地区	

⑦ 道路（歩道）

番　号	路線名	区　間	備　考
1	大滝竜王線	起点 ― 塩江町内国有林30林班 終点 ― 塩江町大字上西字鷹山	
2	大滝山中腹線	起点 ― 塩江町内国有林30林班 終点 ― 塩江町内国有林31林班	自然休養林内
3	大生峠線	起点 ― 塩江町大字上西字大屋敷 終点 ― 塩江町内国有林31林班	（大生口） （大生峠）

番号	路線名	区間	備考
4	ウドン谷線	起点 — 塩江町大字上西字大屋敷 終点 — 塩江町内国有林31林班	（ウドン谷） （県境）
5	苫尾峠線	起点 — 大滝山集団施設地区 終点 — 塩江町内国有林31林班	（苫尾峠）
6	大屋敷地蔵杉線	起点 — 塩江町大字上西字大屋敷 終点 — 塩江町大字上西字大屋敷	（県道大滝上西線） （地蔵杉）
7	小出川大屋敷線	起点 — 大滝山集団施設地区 終点 — 塩江町大字上西字大屋敷	
8	小出川天満ケ原線	起点 — 大滝山集団施設地区 終点 — 塩江町大字上西字真名屋敷	
9	奥の湯公園線	起点 — 塩江町大字上西字一ツ内 終点 — 塩江町大字上西字堀山	
10	竜王山登山線	起点 — 塩江町大字上西字細井 終点 — 塩江町内国有林33林班	（讃岐竜王）
11	竜王奈良の木線	起点 — 塩江町内国有林33林班 終点 — 琴南町内国有林57林班	（讃岐竜王）
12	竜王峠寒風越線	起点 — 琴南町内国有林55林班　横畑経由 終点 — 琴南町内国有林55林班	（竜王峠） （寒風越）
13	三頭越線	起点 — 琴南町大字川東字三角 終点 — 琴南町内国有林56林班	（久保谷） （三頭越）
14	久保谷奈良の木線	起点 — 琴南町大字川東字三角 終点 — 琴南町内国有林57林班	（久保谷）
15	美霞洞奈良の木線	起点 — 琴南町大字川東字三角 終点 — 琴南町大字川東字三角	（美霞洞温泉）
16	滝の奥峠奈良の木線	起点 — 琴南町大字勝浦字峠 終点 — 琴南町大字勝浦字引利木 琴南町内国有林57林班	小鉢滝経由
17	八峯小鉢滝線	起点 — 琴南町大字勝浦字引利木 終点 — 琴南町大字勝浦字八峯及び字引利木	（小鉢滝）
18	大川山皆野線	起点 — 大川山集団施設地区 終点 — 琴南町大字中通字皆野	

番　号	路　線　名	区　　　　　　間	備　　考
19	大川山登山線	起点 一 琴南町大字中通字平川 終点 一 大川山集団施設地区	

⑧　給水施設

番　号	施設箇所	位　　　　　　置	備　　考
1	大　川　山	琴南町大字中通字大川、字橋谷及び字名頃並びに大字勝浦字半坂地内	